安芸市新複合交流施設（旧市庁舎跡地）整備 PFI 事業　実施方針等に関する質問及び意見等への回答（令和8年3月13日）

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問及び意見	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
1	実施方針	3	第1	1	(6)	ア	津波浸水・液状化リスクへの対策	最大クラスの地震で6.5mの浸水予測、および液状化リスクが指摘されています。要求水準において、建築基準法を超える特定の耐震性能や防水対策が求められる予定はありますか。	要求水準書（素案）に示す耐震安全性区分を満たすことを基本とします。ただし、複合交流施設は緊急避難場所としての機能を有することから、津波浸水及び液状化の影響を考慮し、災害時における人命の安全確保及び必要な機能維持が図られるように、合理的な対策を講じてください。建築基準法を超える一律的な性能の上乗せを義務づけるものではありませんが、複合交流施設の機能確保の観点から、適切に計画してください。
2	実施方針	3	第1	1	(6)	ア	エリアの浸水対策	敷地はL1で2～3m、L2で6.5mの浸水予測とされていますが、敷地を含む沿岸エリアとしてハード面での対策（かさ上げ、防潮対策、避難経路確保など）を講じられるご予定はありますでしょうか。ございましたらご教示ください。	現時点で質問文中に記載の対策を実施する予定はありません。 一方で、津波浸水対策としてのピロティ整備に関する可能性を否定するものではありませんので、安全・安心に利用できる対策を講じるための有効手法をご提案ください。
3	実施方針	4	第1	1	(6)	イ	建物の概要	既存建物の解体・撤去工事は市が実施なさるものと解してよろしいでしょうか。	本事業用地内の旧市役所庁舎（既存施設）の解体・撤去は要求水準書（素案）p.34「第６ 建設業務に関する要求水準」に記載のとおり、本事業内において民間事業者によって実施していただきます。一方、本事業用地外に現存する市民会館、図書館、女性の家については、本事業における解体・撤去業務の対象外です。
4	実施方針	4	第1	1	(6)	イ	建物の概要	1/29の現地説明会において、旧市庁舎跡地の建物のアスベスト調査等は行っていないとのご説明をいただきましたが、旧市庁舎跡地の建物解体・撤去工事におけるアスベスト事前調査費用・本調査費用、アスベスト処理対策費は別途精算していただけるという認識でよろしいでしょうか。 また、未調査の場合、事業者にて調査費及び対策費を見込むことは難しいと考えております。	既存施設のアスベスト含有調査やPCB調査は行っていません。解体にあたっては、民間事業者において事前にこれらの調査を実施してください。なお、当該調査の結果、アスベストやPCBが含有されている場合の適切な処理のために増加する費用については、別途市が負担するものとします。
5	実施方針	4	第1	1	(6)	ウ	現施設の概要	旧市庁舎跡地以外の現存する市民会館や図書館、女性の家の建物は本事業の対象外ですが、新複合交流施設の供用開始以降も使用されるご予定でしょうか。	複合交流施設の供用開始後には解体を予定しています。
6	実施方針	6	第1	1	(7)	ア-(エ)	什器備品の調達設置を行う事業者の参加要件	什器備品の調達設置を行う事業者の参加要件については、建設業務に含めず、その他業務を行う者としてお認めいただけますようお願いいたします。	応募企業の要件は満たす必要がありますが、建設業務以外としての提案も認めることとします。
7	実施方針	6	第1	1	(7)	ア-(エ)	建設業務	b什器備品調達及び設置業務との記載がありますが、現段階で想定されている具体的な業務範囲及び什器備品の詳細をご教示いただけますようお願いいたします。	什器・備品リストは募集要項等の公表時に、開示する予定です。また、複合交流施設を安全かつ効率的に運営・維持管理できるよう、什器・備品は適切に配置してください。
8	実施方針	7	第1	1	(7)	イ	商業機能の実施	「・・任意事業として自ら提案・実施する収益事業（カフェやレストラン、ショップ等）を実施することができる。・・」とありますが、周辺の商店街等の民業圧迫となる可能性もあることから、市民との協働、事業への理解促進も考慮し、本事業から除外いただけないでしょうか。	原文のままとします。
9	実施方針	7	第1	1	(7)	イ	商業機能の実施	「・・任意事業として収益事業を実施することができる。」とありますが、実施する内容によって評価の多寡があるのでしょうか。 本事業の目的を考慮すると、市民の為のイベントや講座の開催が最優先であると考えております。	複合交流施設内における商業機能の位置付け、多機能とのつながり、内容の充実度についても評価対象に含める予定です。
10	実施方針	7	第1	1	(7)	イ	商業機能の実施	事業に係る全ての費用をPFI事業者自らの負担で行う独立採算事業とありますが、SPCではなく、実際に業務を担う事業者の負担で独立採算業務を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、SPC自らが実施する場合には、SPCの負担による独立採算実施となります。
11	実施方針	7	第1	1	(7)	イ	商業機能の実施	昨今の建築費高騰や地元企業の参画を促すためサービス購入と独立採算の混合型で検討してもらいたいです。内装や設備工事については、市側で負担してもらえないでしょうか。	サービス対価の範囲内での事業実施を原則としますが、提案によるものとします。
12	実施方針	7	第1	1	(7)	イ	商業機能の実施	事業者には、独立採算であることから撤退時にペナルティは発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等の公表時に、事業契約書（案）において示します。
13	実施方針	7	第1	1	(7)	イ	商業機能の実施	対象施設において商業機能を実施する際の施設・設備の整備費や床代の負担等の諸条件に関しては、公告時に詳細が示されると考えてよろしいでしょうか。	募集要項等の公表時に示します。
14	実施方針	7	第1	1	(7)	ウ	自主事業	事業に係る全ての費用をPFI事業者自らの負担で行う独立採算事業とありますが、SPCではなく、実際に業務を担う構成企業又は協力企業の負担で独立採算業務を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、SPC自らが実施する場合には、SPCの負担による独立採算実施となります。

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問及び意見	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
15	実施方針	7	第1	1	(8)	ア-(ア)	運営業務	出張所窓口業務は市が実施するとありますが、ここでいう出張所窓口業務は実施方針2p第1-1-(4)-イに示される出張所機能と同一であり、事業者が実施する出張所機能はないものと解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	実施方針	8	第1	1	(10)		スケジュールの整合性	既存施設の解体期間（R10.1～12）と新施設の建設開始（R11.1）が連続していますが、不測の事態（地中障害物の発見等）による遅延が発生した場合、供用開始時期の延期は柔軟に検討されますか。	複合交流施設の供用開始時期を厳守することを前提に、設計から開館準備までの各期間を総合的に提案してください。なお、国への交付金申請との関係上、民間事業者からの提案スケジュールについては、必要に応じて市と調整の上、これを遵守していただく必要がある点にご留意ください。
17	実施方針	8	第1	1	(10)		事業期間	施設整備のうち、設計、解体、建設、各業務期間を明示されていますが、令和9年7月～令和12年12月の期間内であれば、各業務のスケジュールは事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	No.16への回答を参照してください。
18	実施方針	8	第1	1	(10)		事業期間	既存施設の解体期間が記載されておりますが、昨今の人手不足等を鑑み、柔軟な工程計画を可能にする為、既存施設の解体期限を令和10年12月とし、解体開始時期は事業者の提案によるものとさせていただくことは可能でしょうか。 また、既存建物の解体期間は令和10年1月(予定)からとのことですが、現在も利用されている矢ノ丸出張所は令和9年12月末には閉鎖されており、令和10年1月より解体工事に着手できるという認識でよろしいでしょうか。	前段については、No.16への回答を参照してください。 後段については、ご理解のとおりです。
19	実施方針	8	第1	1	(11)	ア	サービス対価の支払い時期	サービス対価A（一次支払い分）の「年度ごとの出来高に応じて支払い」について、具体的な支払回数や時期の目途（例：年度末一括、四半期ごと等）を教示ください。	募集要項等の公表時に、事業契約書（案）において示します。
20	実施方針	8	第1	1	(11)	ア	物価改定	リスク分担表に物価変動リスクの分担について記載がある一方、実施方針本文には対価改定の具体的な根拠規定が見当たりません 。運営期間は15年という長きにわたるため、労務費や資材費の高騰といった外部要因は、自社努力のみで吸収することが極めて困難です 。官民双方が健全に事業を継続できるよう、募集要項等において、客観的指標に基づくスライド条項（算定式等）を契約上の権利義務として明記することを強く希望いたします。	募集要項等の公表時に、事業契約書（案）において示します。
21	実施方針	8	第1	1	(11)	ア	物価改定の起算日	物価改定の起算日については、内閣府からの通達にもございます通り、債務負担行為を行った月付近の指数を比較指数として設定いただける認識でよろしいでしょうか。	募集要項等の公表時に、事業契約書（案）において示します。
22	実施方針	8	第1	1	(11)	ア	物価改定感度	物価改定の感度は出来るだけ高め（0.5%以上）である方が、民間としては、物価変動リスクが少なくなり、参加しやすくなりますので、ご検討をお願いいたします。	ご意見として承りました。
23	実施方針	8	第1	1	(11)	ア	物価改定の範囲	什器備品設置業務・開業準備業務、修繕業務等、全ての業務について、物価改定の対象となる理解でよろしいでしょうか。	募集要項等の公表時に、事業契約書（案）において示します。
24	実施方針	8	第1	1	(11)	ア	交付金採択時の上乗せ支払い	交付金が採択された場合、採択額と同額を事業者に支払うとありますが、これは「施設整備費」の総額に加算されるものですか、それとも市負担分を交付金で充当し、事業者への総支払額は不変なのですか。	交付金は、本来市が負担すべき施設整備費の一部を、採択額に応じて充当するものであり、民間事業者に対する総支払金額については、交付金の採択額の多寡によって変動するものではありません。
25	実施方針	8	第1	1	(11)	ア-(ア)	設計・工事監理・建設の対価	交付金の採択によってサービス対価Aの金額が変わると記載がございますが、募集要項等公表時にはサービス対価Aの金額が明示されるとの理解でよろしいでしょうか。資金調達額や事業収支作成に影響があるため、公告時にお示し下さい。	サービス対価Aの金額については、令和9年3月頃を予定している国からの交付金の決定通知を受けた後に確定するものとします。
26	実施方針	8	第1	1	(11)	ア-(ア)	設計・工事監理・建設の対価	『「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の申請を予定している。』との記載がありますが、申請等の業務は貴市にて行われるという認識でよろしいでしょうか。また、募集要項公表時は交付申請中であっても提案計画は交付金分をサービス対価Aで支払われる前提で提案金額を算出するとの理解でよろしいでしょうか。 事業者の収支計画（資金調達計画）に多大な影響があることから、交付金の採択の有無に関わらず、貴市から事業者への支払い方法（支払時期・金額）は提案時点から変更がないようにしていただきたくご検討の程よろしくお願いいたします。	「新しい地方経済・生活環境創生交付金」に係る国への申請手続きは市において実施します。 サービス対価Aの金額については、令和9年3月頃を予定している国からの交付金の決定通知を受けた後に確定するものとします。その他詳細につきましては募集要項等の公表時に示します。
27	実施方針	9	第1	1	(11)	エ	サービス対価の支払い方法のイメージ	サービス対価Cの支払が「年度払い分」とありますが、開業準備費は開業準備業務の終了時支払いでよろしいですか。また、維持管理・運営業務費は各年度1回払いですか、複数回の支払ですか。	募集要項等の公表時に、事業契約書（案）において示します。

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問及び意見	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
28	実施方針	9	第1	1	(11)	エ	サービス対価の支払い方法のイメージ	対価Cのうち、開館準備業務（令和13年1月～令和13年3月）費用については、令和13年度分のサービス対価Cとして年度終了段階で一括精算されるものと解してよろしいでしょうか。	募集要項等の公表時に、事業契約書（案）において示します。
29	実施方針	10	第2	2			選定スケジュール	募集要項等の公表から事業提案書の受付期限までのスケジュールが非常に短いです。優先交渉権者の決定と特定事業仮契約の締結までのスケジュールには余裕があるように思います。事業提案書の受付期限を1.5ヶ月か2ヶ月程度延伸して下さい。	ご意見として承りました。
30	実施方針	10	第2	2			募集要項等に関する個別対話②	募集要項等に関する個別対話②が令和8年10月下旬に予定されていますが、事業提案書の受付期限である令和8年11月下旬までの期間がありません。できましたら個別対話②の時期を早めていただくことはできないでしょうか。	ご意見として承りました。
31	実施方針	10	第2	2			選定の手順及びスケジュール	令和8年3月25日～27日で実施方針等に関する個別対話の開催が予定されておりますが、募集要項等の公表の前の4月下旬～5月中旬頃に再度実施方針等に関する個別対話を開催していただけないでしょうか。 また、あわせて貴市のご意向をよりよく反映する為には提案書作成期間及び十分なコスト検討期間を確保することが重要であると考えており、対話実施2～3ヶ月前に、詳細な要求水準書((案)でも可)、施設計画検討に必要な資料（諸室諸元表、備品一覧等）を公表いただけないでしょうか。可能な限り貴市と事業者との間での認識の齟齬がないようにすべきと考えております。 ご検討の程よろしくお願いいたします。	前段については、原文のままとします。 後段については、ご意見として承りました。
32	実施方針	10	第2	2			選定の手順及びスケジュール	参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の作成、また事業提案書の作成にあたり、7月下旬の質問の受付期限①と8月中旬の回答の公表、8月下旬の個別対話①をそれぞれ1週間程度前倒しにしていただけないでしょうか。 参加表明書等の準備期間を確保するため、また説明会や個別対話を経て、貴市のご意向を反映させたご提案を行うためにも、十分な準備・検討期間を確保したく考えております。ご検討の程よろしくお願いいたします。	ご意見として承りました。
33	実施方針	10	第2	2			選定の手順及びスケジュール	提案書への反映期間の確保のため、10月上旬の募集要項等に関する質問受付②は9月中旬、10月下旬の回答〆切②は10月上旬、10月下旬の個別対話②の開催は10月中旬にしていただくことは可能でしょうか。	ご意見として承りました。
34	実施方針	11	第2	3	(3)		実施方針等に関する個別対話の参加人数	個別対話の参加人数について、「各社・グループ5名まで」　とされていますが、グループで参加する場合の人数制限を緩和、もしくは「1社につき5名まで」等への変更を要望します。 本事業は複合施設であり、設計、建設、維持管理、運営（図書館・ホール等）の各専門領域にわたる詳細な対話が必要です。5名という制限下では、各分野の専門担当者が同席できず、市との技術的・実務的な意思疎通が不十分になる恐れがあります。高品質な提案を構築するため、グループ参加時には各役割の主担当者が同席できるよう、少なくとも「10名程度」への増員をご検討ください。	ご意見を踏まえ、個別対話への参加人数及び参加方法を変更します。詳細については市HP上の追加情報（令和8年3月5日）を参照してください。
35	実施方針	13	第2	4	(1)	ア	応募者等の構成	統括マネジメント企業の実績は何が求められるでしょうか。	統括マネジメント企業については、実施方針p.14「応募者等の一般参加要件」に示す要件等を満たすことを求めます。統括マネジメント業務にあたる企業の要件を新たに規定することとします。
36	実施方針	13	第2	4	(2)	ア	応募グループの取扱い	代表企業を変更できる募集要項ですが、市としては代表企業が途中で変わる応募者と代表企業が変わらない応募者ではどちらを望むのでしょうか。	代表企業の変更に当たっては、実施方針に定めるとおり、事前に提案書へ明記するとともに、市の承認を得ること、並びにSPCに対する議決権株式の保有比率等に関する条件を満たし、事業の安定的かつ確実な実施が確保されることが前提となります。これらの条件が満たされる限りにおいては、代表企業が事業期間中に変更される応募者と、変更されない応募者との間で、特段の差を設けるものではありません。
37	実施方針	14	第2	4	(3)	ア	応募者の一般参加要件	指名停止に該当する企業は、SPCに出資する代表企業及び構成企業との認識で宜しいでしょうか。	実施方針p.13「応募者等の構成」に記載のとおり「応募者等」には「応募企業又は応募グループの代表企業、構成企業若しくは協力企業」が含まれます。したがって、構成グループのうち、SPCに株主として出資しない協力企業についても、高知県及び安芸市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないことが求められます。
38	実施方針	15	第2	4	(4)	イ	各業務にあたる企業の条件	統括マネジメント企業の参加要件について、P14　(4)「応募者等の資格要件」に記載が有る（ア）設計企業、（イ）建設企業、（ウ）工事監理企業、（エ）維持管理企業、（オ）運営企業の（ア）～（オ）以外の企業が実施する場合を想定して、（カ）「その他企業」を参加要件に追加していただけないでしょうか。	No.35への回答を参照してください。

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問及び意見	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
39	実施方針	15	第2	4	(4)	イ	各業務にあたる企業の要件	（ア）設計企業の要件としてa～gの要件が記載されておりますが、c～g全ての実績が必要ということでしょうか。 また、管理技術者等の担当者においても同様の要件が必要になる予定でしょうか。 設計・工事監理業務の各担当者について必要となる要件がございましたらご教示ください。	c～g全ての実績が必要ですが、これら全ての実績を設計企業の各社が有している必要はなく、c～gぞれぞれ1者以上が該当することを求めています。 また、設計業務及び工事監理業務に係る責任者等の従事者個人に対する要件は設けていません。
40	実施方針	15	第2	4	(4)	イ-(ア)	設計企業	構成企業もしくは協力企業として、地元の設計企業の活用も評価の対象となるのでしょうか。	応募グループの組成に関し、地元事業者の参画を必須条件とはしておりませんが、募集要項等の公表時に示す優先交渉権者選定基準においては、本事業への地元事業者の参画や地域人材の雇用創出等、地域経済の発展に寄与する提案内容であるかという視点に係る評価項目を設ける予定です。なお、本事業における「地元」、「地域」とは、高知県内を指します。
41	実施方針	15	第2	4	(4)	イ-(ア)	設計企業の参加要件	c　延べ床面積5,000㎡以上の公共施設又は民間施設の設計実績を有していることとの記載がありますが、設計実績の実施時期は要件として問われないものと考えてよろしいでしょうか。 本参加要件であれば、現存しないような建物の設計実績も実績として認められる可能性も考えられることから、建設企業の参加要件と同様に平成28年4月1日以降という要件を追加いただくことは可能でしょうか。ご検討の程よろしくお願いいたします。	原文のままとします。
42	実施方針	15	第2	4	(4)	イ-(ア)	設計企業の参加要件	d 図書館機能を有する公共施設又は民間施設の設計実績を有していることとの記載がありますが、設計実績の実施時期は要件として問われないものと考えてよろしいでしょうか。 本参加要件であれば、現存しないような建物の設計実績も実績として認められる可能性も考えられることから、建設企業の参加要件と同様に平成28年4月1日以降という要件を追加いただくことは可能でしょうか。ご検討の程よろしくお願いいたします。	原文のままとします。
43	実施方針	15	第2	4	(4)	イ-(ア)	設計企業の参加要件	e 文化ホール機能を有する公共施設又は民間施設の設計実績を有していることとの記載がありますが、設計実績の実施時期は要件として問われないものと考えてよろしいでしょうか。 本参加要件であれば、現存しないような建物の設計実績も実績として認められる可能性も考えられることから、建設企業の参加要件と同様に平成28年4月1日以降という要件を追加いただくことは可能でしょうか。ご検討の程よろしくお願いいたします。	原文のままとします。
44	実施方針	15	第2	4	(4)	イ-(ア)	設計企業の参加要件	f コミュニティ機能を有する公共施設又は民間施設の設計実績を有していることとの記載がありますが、設計実績の実施時期は要件として問われないものと考えてよいでしょうか。 本参加要件であれば、現存しないような建物の設計実績も実績として認められる可能性も考えられることから、建設企業の参加要件と同様に平成28年4月1日以降という要件を追加いただくことは可能でしょうか。ご検討の程よろしくお願いいたします。	原文のままとします。
45	実施方針	15	第2	4	(4)	イ-(ア)	設計企業の参加要件	g 子育て支援機能を有する公共施設又は民間施設の設計実績を有していることとの記載がありますが、設計実績の実施時期は要件として問われないものと考えてよろしいでしょうか。 本参加要件であれば、現存しないような建物の設計実績も実績として認められる可能性も考えられることから、建設企業の参加要件と同様に平成28年4月1日以降という要件を追加いただくことは可能でしょうか。ご検討の程よろしくお願いいたします。	原文のままとします。
46	実施方針	15	第2	4	(4)	イ-(イ)	建設企業の参加要件	a基本要件にて建設企業は単独の企業又は共同企業体「以下、JVという。」とし。以下の要件の全てを満たすこととの記載がありますが、単独の企業として参加する場合でも、P16 b　JVの代表構成員の要件に記載の事項を全て満たす必要があるという認識でよろしいでしょうか。 ご教示の程よろしくお願いいたします。	要求水準書（素案）p.16に記載の「b JVの代表構成員の要件」については、単独の企業として参加する場合においても、全ての事項を満たす必要があります。ご質問を踏まえ、以下のとおり修正します。 修正前： **b JVの代表構成員の要件** JVの代表構成員となる企業は、「第２/４/(4)/イ/(イ)/a」に定めるもののほか、次に掲げる事項を全て満たすこと。 修正後： **b 単独の企業及びJVの代表構成員の要件** 単独の企業及びJVの代表構成員となる企業は、「第２/４/(4)/イ/(イ)/a」に定めるもののほか、次に掲げる事項を全て満たすこと。
47	実施方針	16	第2	4	(4)	イ-(イ)	JVの代表構成員の要件	技術者の施工実績については、ＪＶの代表でもその他構成員でも主任技術者・担当技術者は同様の職務を行います。その他構成員での実績も要件を満たすことにして頂けないでしょうか。	原文のままとします。

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問及び意見	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
48	実施方針	16	第2	4	(4)	イ-(イ)-b	JVの代表構成員の要件	弊社は地元県内企業として本事業参画を考えている企業ですが、P点が1500点以上という要件は、地元建設会社として代表企業として参加出来る要件になっておらず、門戸を極端に狭める要件となっております。こちらについては、より良い提案を募集すると共に県内企業もチャレンジできるよう、ハードルを下げることを御検討頂けないでしょうか。（例として現在実施方針が公表されております、高知市発注の金額同規模のPFI事業は1000点以上となっております）	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 修正前： (b)最新の経営事項審査結果の「建築一式工事」に係る総合評定値（P）が1,500点以上の者であること。 修正後： (b)最新の経営事項審査結果の「建築一式工事」に係る総合評定値（P）が1,000点以上の者であること。
49	実施方針	16	第2	4	(4)	イ-(イ)-b-(b)	JVの代表構成員の要件	建築一式工事に係る総合評定値（P）が1500点以上となっており、県内企業では満たすことが厳しい条件になっております。県内企業が参加可能な1300点以上への要件見直しをお願い致します。	No.48への回答を参照してください。
50	実施方針	16	第2	4	(4)	イ-(イ)-b-(d),(e)	JVの代表構成員の要件	元請施工実績は平成18年以降になっておりますが、技術者の施工実績は平成28年以降との記載になっています。技術者も平成18年以降として頂けないでしょうか。	原文のままとします。
51	実施方針	17	第2	4	(4)	イ-(ウ)	工事監理企業	設計企業との兼務は可能でしょうか。	設計企業及び工事監理企業に求められる要件のいずれも満たす場合には、両業務を兼務することが可能です。
52	実施方針	18	第2	5	(1)		審査の方法	事業者選定にあたり、地域貢献も加点項目の一つになるものと考えておりますが、地域貢献における地域の定義・扱いについて、貴市内企業のみとするのか、もしくは高知県内企業も含めるのかのご方針が決まっているのであれば、ご教示いただけますでしょうか。	No.40への回答を参照してください。
53	実施方針	18	第2	5	(3)	イ	提案審査	提案書の構成について、現時点で考えをお示し頂けないでしょうか。	募集要項等の公表時に示します。
54	実施方針	18	第2	5	(3)	イ	提案審査	VEやCD提案も求められますでしょうか。	提案を求める項目の詳細については、募集要項等の公表時に示しますが、質問文中に記載の項目を必須で求めることは想定していません。
55	実施方針	19	第2	6	(2)	ア	SPCの設立等	「優先交渉権者は・・株式会社として、SPCを・・安芸市内に設立する」とありますが、本施設をSPC所在地として使用、登記することは可能でしょうか。	優先交渉権者との協議によるものとします。
56	実施方針	23	第6	2	(3)		その他事由により本事業の継続が困難となった場合	不可抗力の定義はどのように考えたらよろしいでしょうか（震災や津波の規模や範囲など）。	募集要項等の公表時には、事業契約書（案）において不可抗力リスクの取扱いを示しますが、不可抗力はそもそも予見困難な性質を持つため、個別の規模等についてはあらかじめ明示しない想定です。
57	実施方針	23	第6	3			金融機関又は融資団と市との協議	金融機関等の融資は必須でしょうか。その場合、モニタリング業務も含めますか。	原則として金融機関等からの融資を想定していますが、融資契約の内容について市が関与するものではありません。質問文中に記載の「モニタリング業務」が具体的に何を指しているのかが定かではありませんが、金融機関による事業の継続的なモニタリングが行われることから、事業の健全な運営を確保する上で一定のメリットがあると考えています。
58	実施方針	29	別紙1				リスク分担表	地震・津波等自然災害のリスク分担も明確にすることは可能でしょうか？　建物・設備の損壊、管理運営への影響	募集要項等の公表時に、事業契約書（案）において示します。
59	実施方針	29	別紙1				光熱水費の取り扱い	現状、光熱水費の支払主体についての直接的な明記がありません。リスク分担表（※4）の記載から、原則として「事業者負担」を想定されていると推察しますが、募集要項等において支払主体を明記することを求めます。また、公共施設部分と民間収益施設部分が混在するため、各エリアの費用負担区分についても明確な定義を記載してください。	複合交流施設における光熱水費・通信費に関し、必須事業に係る発生分はサービス対価に含めます。なお、原則は事業者負担としつつ、単価の大幅な改定等による必要経費の増加が生じた場合については、市と事業者で協議の上、決定するものとします。また、商業機能及び自主事業の実施に係る発生分については、増加分も含め事業者負担とします。
60	実施方針	29	別紙1				光熱水費の取り扱い	光熱水費を事業者負担とする場合、昨今のエネルギー価格の急激な高騰や社会情勢の変化は、民間事業者の努力のみでは制御不能なリスクです。一律の事業者負担は事業の継続性を損なう恐れがあるため、市の負担としていただくが、当初３年間は実費精算、その後は３年分の実績に基づき年度契約を行う等、光熱水費が事業を圧迫しないよう、ご配慮いただきますよう、お願いします。	ご意見として承りました。
61	実施方針	29	別紙1				光熱水費の取り扱い	リスク分担表（※4）に「光熱水費等の運営費の増加については、市と事業者で協議して決定する」とありますが、この「協議」が開始される具体的な基準（例：当初想定値から〇%以上の乖離が発生した場合等）を募集要項等で事前に提示することを求めます。基準が曖昧な場合、適正な価格提案が困難となるため、透明性の高い基準設定をお願いします。	ご意見として承りました。

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問及び意見	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
62	実施方針	29	別紙1				光熱水費の物価改定	水光熱費等の指数を比較する際に、水光熱費の物価対策が政府から行われることがあります。この影響により、指数をゆがめることがあるため、当該影響を除外できる考え方を採用いただける認識でよろしいでしょうか。	ご意見として承りました。
63	実施方針	29	別紙1				施設劣化リスクの負担に関する意見	リスク分担表において、施設の劣化リスクが事業者の負担とされていますが、適切な維持管理を行っていても避けられない経年劣化については、市に帰属（または市が許容）していただきたく存じます。要求水準書（素案）40頁にも「経年による劣化は許容する」との旨が記載されていることを踏まえ、事業者が過度なリスクを負うことなく、長期にわたり安定した施設管理に専念できるよう、適切な分担への見直しをお願いいたします。	要求水準書（素案）に記載のとおり、「経年による劣化は許容する」とは、事業期間終了時において、複合交流施設の全体に著しい損傷がなく、要求水準書で示す性能及び機能を適切に発揮できる状態で市に引き継がれることを前提としたものであり、当該性能及び機能が満足されている場合に限り認められるものです。 換言すれば、要求水準書で示す性能及び機能を適切に発揮できる状態と認められる限りにおいて、通常の使用に伴い不可避的に生じる自然な経年劣化についてまで、補修や更新を事業者に求める趣旨ではありません。
64	実施方針	29	別紙1				什器・備品の劣化に伴うリスク負担に関する意見	什器備品損傷リスクについて、事業者の適切な管理下において通常の使用に伴い発生する経年劣化や摩耗は、公共施設の運営上避けられないものです 。そのため、これらに起因する損傷リスクについては市に帰属させていただきたく存じます 。事業者が善管注意義務を果たしていることを前提に、官民で適正なリスク分担となるよう、募集要項等での規定の見直しを検討いただけますと幸いです 。	No. 63への回答を参照してください。
65	実施方針	29	別紙1				リスク分担表-不可抗力リスク	ここでいう「一定の金額」について、公告時に示される事業契約書案等において、具体比率ないしは具体金額が示されるのでしょうか。	募集要項等の公表時に、事業契約書（案）において示します。
66	実施方針	29					別紙1 リスク分担表	地震、津波、洪水等の天変地異によるリスクは不可抗力リスクという認識でよろしいでしょうか。	リスク分担表中の「不可抗力リスク」の項目を参照してください。なお、詳細については、募集要項等の公表時に事業契約書（案）において示します。
67	実施方針	30	別紙1				リスク分担表-物価変動リスク	市・事業者のいずれにも●が付されますが、ここで規定される内容に照らし、市のみ●が適正ではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、修正します。
68	実施方針	30	別紙1				リスク分担表 建設リスク 工事費増大リスク	市の指示による工事費の増大に関するもの以外は、事業者側のリスクとなっていますが、工事期間は令和11年からの24ヶ月のため建設物価の変動による対応は、事業提案書提出時の令和8年10月を基準として頂き、その後は、高知県のスライド条項に準ずる対応と考えて宜しいでしょうか。	募集要項等の公表時に、事業契約書（案）において示します。
69	実施方針	30	別紙1				物価変動リスク	物価変動の考え方についてお示しください。	募集要項等の公表時に、事業契約書（案）において示します。
70	実施方針	30	別紙1				設計・建設段階	設計期間中の物価変動は考慮されるでしょうか。	募集要項等の公表時に、事業契約書（案）において示します。
71	実施方針	30	別紙1				物価変動リスク	リスク分担表において、物価変動リスクが記載されていますが、「一定の範囲を超える」の指標についてご教示ください。	募集要項等の公表時に、事業契約書（案）において示します。
72	実施方針	30	別紙1				物価変動リスク	リスク分担表において、物価変動リスクが記載されていますが、設計・監理業務に対する物価変動についても対象と考えてよろしいでしょうか。	募集要項等の公表時に、事業契約書（案）において示します。
73	実施方針	30	別紙1				リスク分担表　物価変動リスク	昨今の急激な物価変動リスクを下げるため、物価変動見直しの基準日を実施方針公表日としてもらえないでしょうか。	ご意見として承りました。なお、詳細については、募集要項等の公表時に事業契約書（案）において示します。
74	実施方針	30	別紙1				リスク分担表　物価変動リスク	維持管理業務と運営業務の人件費の見直し指標は、実勢価格を反映させるため、地域の最低賃金を採用してもらえないでしょうか。	ご意見として承りました。
75	実施方針	30	別紙1				リスク分担表	設計リスク、工事遅延・未完工リスク、工事費増大リスクのリスク分担が「貴市の事由によるもの」と「貴市以外の事由によるもの」で分けられておりますが、「貴市以外の事由によるもの」は、「事業者の事由によるもの」を指しているという理解でよろしいでしょうか。	原文のとおりです。「事業者の事由によるもの」も含む「市以外の事由によるもの」を指しています。

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問及び意見	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
76	実施方針	30					別紙1 リスク分担表	物価変動リスクについて、昨今の物価上昇による施設整備費の高騰の為、全体スライド、単品スライド、インフレスライドをご採用いただき、施設整備費の物価変動に基づく改定をしていただきたく考えております。 また、内閣府の物価変動への対応に関する通知に基づき、価格変動の起算日は入札公告日とし、改定時期は着工時及び着工後12月を経過した時点、当該改定は再度行うことが可能な条件としていただきたく考えております。 併せて、使用する指標は実勢単価から乖離している一般財団法人建設物価調査会の建築費指数ではなく、株式会社日建設計が独自に算出しているNSBPIといった実勢単価により近しいものをご採用いただけますようお願いいたします。	ご意見として承りました。なお、詳細については、募集要項等の公表時に事業契約書（案）において示します。
77	実施方針	31					リスク分担表 建設リスク 工事費増大リスク	市の指示による工事費の増大に関するもの以外は、事業者のリスク負担とありますが、物価変動による対応は、実施方針公表日を基準としていただけないでしょうか。	ご意見として承りました。なお、詳細については、募集要項等の公表時に事業契約書（案）において示します。
78	実施方針	31	別紙1				リスク分担表-什器備品損傷リスク	要求水準書（素案）39ｐ第8-5-(2)において、経年による劣化に関して事業者の修繕義務が免除されることが明記されていることから、当分担表においても、市のリスク分担内に経年劣化リスクを表現いただけないでしょうか。	No.63への回答を参照してください。
79	実施方針	31	別紙1				リスク分担表-修繕費コストリスク	損傷理由に限らず、事業期間中に発生したすべての修繕コストリスクを事業者が負うように読めるため、想定されるケースごとに帰責先（市・事業者・第三者等）を定めていただけないでしょうか。	ご意見として承りました。
80	実施方針	31	別紙1				リスク分担表	技術革新リスクについて、技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用は事業者側で見込むことが困難な為、全て貴市のご負担としていただきたく考えております。	原文のままとします。
81	実施方針	31	別紙1				リスク分担表	修繕費コストについて、長期間に渡る事業であり、事業者の責に帰さないと合理的に判断できるものや耐用年数・使い方を考慮した上で、要因が不明なものにより想定外の費用が発生するリスクがあります。 つきましては、修繕の必要性を貴市と協議させていただき、提案内容の枠の中で実施の可否を官民双方で決めていく手法の採用をお願いできないでしょうか。 リスクの極小化により事業費の縮減につながると考えております。 ご検討の程よろしくお願いいたします。	ご意見として承りました。
82	実施方針	32	別紙1				リスク分担表	「※４：想定を大幅に超える利用者の増加による必要経費（光熱水費等）の増加分については、市と事業者で協議の上、決定するものとする。」との記述がありますが、当該条項では増加分についてのみ触れられており、光熱水費や通信費（商業機能・自主事業に係るものを除く）の基本的な負担区分については明記されていないように存じます。 そのため、そもそもこれらの費用は貴市にてご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。 もし事業者負担となる場合、事業者は入札段階でそのリスクを費用に織り込み、提案価格に上乗せせざるを得ず、結果として事業に対する支払額が増加し、入札の競争性が低下するおそれがございます。 以上の理由から、光熱水費や通信費につきましては、貴市にてご負担いただくことが望ましいと考えております。	No.59への回答を参照してください。
83	実施方針	32	別紙1				リスク分担表-資料盗難・紛失リスク	資料の盗難・紛失に関しては、本来の帰責者は第三者であるため、第三者リスクを設ける、ないしは項目自体を削除願います。	ご意見として承りました。
84	実施方針	32	別紙1				リスク分担表-施設の性能確保リスク	要求水準書（素案）39ｐ第8-5-(2)において、経年による劣化に関して事業者の修繕義務が免除されることが明記されていることから、当分担表においても、経年劣化リスクを事業者負担から除外願います。	No.63への回答を参照してください。
85	要求水準書（素案）	2	第1	4	(1)	イ	整備範囲	募集要項等の公表前に、敷地測量図をご提供いただけませんでしょうか。	募集要項等の公表時に示します。
86	要求水準書（素案）	2	第1	4	(1)	イ	整備範囲	事業用地の敷地図面等のデータは頂けますでしょうか。	募集要項等の公表時に示します。

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問及び意見	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
87	要求水準書（素案）	3	第1	4	(2)		既存インフラの整備状況	上下水道、電気、通信回線、都市ガスの接続・供給について、関係機関と協議することとありますが、提案時点で事業者が独自に関係機関と確認・協議を行うことは可能でしょうか。 なお、確認・協議が難しい場合、事業契約後の接続方法等の変更による工程遅延やコスト増加は貴市のご負担としていただけますようお願いいたします。	インフラ整備に係る関係機関への確認及び協議については、事業者が提案時点において独自に実施することを妨げるものではありません。 なお、事業期間中において、提案時点からの接続方法等の変更に起因する工程の遅延又は費用の増加については、関係機関への事前確認及び協議の実施の有無にかかわらず、事業者の負担とします。
88	要求水準書（素案）	4	第1	4	(3)	ア	既存施設の概要	西庁舎は昭和57年に建設と記載がありますので本建物は昭和56年以降の新耐震設計法で設計されており既存不適格建築物ではないと考えてよろしいでしょうか。	旧庁舎(西庁舎)は、昭和56年2月に旧耐震基準に基づく建築確認を受けて建築されており、現時点では既存不適格建築物に該当します。
89	要求水準書（素案）	5	第1	4	(4)	イ	文化ホール機能	「新たな興行・・本格的な舞台芸術まで、幅広く文化・芸術を体験できる・・」とありますが、現段階で貴市にて具体的に想定しているイベント等がありましたらご教示いただけますでしょうか。	複合交流施設の文化ホールにおいて想定する公演内容・規模については、現市民会館等で実施されてきた各種イベントを基本としています。具体的には、市民文化団体や学校等による音楽・舞踊・演劇等の発表会、講演会のほか、室内楽や小編成コンサート、演劇、落語等の招へい公演などを想定しています。なお、これらはあくまで想定例であり、特定の公演内容や規模を限定するものではありません。本市の人口規模や地域特性を踏まえつつ、民間事業者のノウハウや創意工夫を活かした、合理的かつ付加価値の高い施設利用の提案を期待します。
90	要求水準書（素案）	5	第1	4	(4)	ウ	コミュニティ機能	「・・新たな活動や健康づくり、学習機会提供等・・」とありますが、現段階で貴市にて具体的に想定しているイベント・活動等がありましたらご教示いただけますでしょうか。	募集要項等の公表時に示します。
91	要求水準書（素案）	5	第1	4	(4)	ウ	コミュニティ機能（公民館機能含む）	P48の公民館業務に関する要求水準と見合わせますと、複合交流施設は複合交流施設であるとともに「安芸市立公民館の設置、管理及び職員並びに公民館運営審議会の設置等に関する条例」に基づく安芸公民館として位置付けると理解しましたが、「安芸市女性の家条例」については廃止され、その役割（事業等）のみ引き継ぐという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等の公表時に示します。
92	要求水準書（素案）	5	第1	4	(4)	カ	防災機能	「緊急避難場所」に求める機能、要件（避難想定人数、備蓄品のおおまかな内容及び必要日数等）について、公告時には具体的に水準を示していただくようお願いいたします。（No.105とも関連）	災害時における緊急避難場所としての機能については、コミュニティ機能部分の活用等により、民間事業者において複合交流施設全体で柔軟に確保・設定してください。なお、一時避難想定人数は、避難者1人あたり1㎡程度の広さを確保する想定とし、配置する施設機能の面積に応じた想定人数とします。 また、防災備蓄倉庫については、屋内配置を想定しています。 非常用品及び各種防災資機材については、市において調達・設置・管理することを想定しています。物資については、前記で想定する収容人数1日以上の備蓄を予定しています。
93	要求水準書（素案）	5	第1	4	(4)	カ	防災機能	本事業における新複合交流施設の「緊急避難場所」は「指定緊急避難場所」に指定されているという認識でよろしいでしょうか。またその場合、どのような災害に対する避難場所を想定されていますでしょうか。（例えば地震や津波等）	複合交流施設については、整備後に「指定緊急避難場所」に指定する予定です。また、その際には洪水、土砂、高潮、地震、津波に対する緊急避難場所としての指定を想定しています。
94	要求水準書（素案）	5	第1	4	(4)	カ	防災機能	「緊急避難場所」についての仕様は内閣府（防災担当）から公表されている「指定緊急避難場所に指定に関する手引き」手引きに沿って計画するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	要求水準書（素案）	6	第1	5	(3)		自主事業	広告事業についての想定されている範囲を教えて下さい。（ネーミングライツや屋外看板広告等）	本事業における広告事業としては、一例として、複合交流施設内の壁面、柱、座席等への広告掲出、デジタルサイネージや案内表示設備を活用した広告配信、パンフレット等の配布物の設置を想定しています。これらに限らず、公共施設としての用途、公共性及び景観等に十分配慮した上で、施設内外の各種スペースや設備を活用した広告について、積極的な提案を期待します。
96	要求水準書（素案）	7	第1	6			事業期間	昨今の建設現場の働き方改革等をふまえると現在の想定規模で工期24か月というのはぎりぎり、または厳しい可能性があります。開館時期の柔軟な対応についてお考えはありますでしょうか。	No.16への回答を参照してください。
97	要求水準書（素案）	7	第1	6			事業期間	複合交流施設の維持管理・運営期間は15年と記載がありますが、構造体の計画共用期間は標準の65年として設計してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	要求水準書（素案）	7	第1	6			事業期間	一般的に大規模修繕は20年、設備更新は10年のものもありますが事業期間内には行わず、もし行うとしても別途または業務外と考えてよろしいでしょうか。	事業期間中の大規模な修繕・設備更新は想定しておりませんが、ご提案の中で期間中において適切に運営していくために必要な設備更新等がある場合は事業範囲に含めるものとします。

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問及び意見	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
99	要求水準書（素案）	10	第1	8	(2)		要求水準の変更に伴う契約変更	発注者が随意に契約内容を変更できるものと読めるため、契約変更の前段において事業者との協議、合意形成の手続きを追加願えないでしょうか。	ご意見を踏まえ、要求水準書を以下のとおり修正します。 修正前： 市は、事業期間中に要求水準を変更する場合、事前に事業者に通知するものとする。要求水準の変更に伴い、事業者に支払うサービス対価の変更を含め、事業契約の変更が必要となる場合は、必要な契約変更を行うものとする。 修正後： 市は、事業期間中に要求水準を変更する場合には、事前にその内容を事業者に通知するものとする。要求水準の変更に伴い、事業者に支払うサービス対価の変更を含め、事業契約の変更が必要となる場合には、市及び事業者による協議を通じて双方の合意に至った上で、必要な契約変更を行うものとする。
100	要求水準書（素案）	11	第1	11	(1)		実施体制　基本事項	統括マネジメント業務責任者は、業務をマネジメントできることは前提でありますが、資格要件はないとの理解で宜しいでしょうか。	統括マネジメント業務責任者については、本事業の全体を統括し、各業務の確実かつ円滑な実施に向けた総合的な調整を行う役割を十分に担えることを前提としていますが、個別の資格要件は設けていません。
101	要求水準書（素案）	11	第1	11	(1)		基本事項	設計業務段階から開館準備・維持管理・運営業務に係る責任者の配置を求めるものと読めますが、当該期間の人員配置に関する所要経費についても、事業費設計に反映されているものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、関与方法については提案によるものとしますが、常時配置することを想定しているものではありません。
102	要求水準書（素案）	11	第1	11	(1)		基本事項	建設業務責任者と現場代理人等の兼務は可能という認識でよろしいでしょうか。	建設業務責任者と現場代理人等の兼務は可能です。
103	要求水準書（素案）	13	第2	1	(1)	ウ-(ウ)	県庁舎の浸水対策等	津波対策については隣地にある県庁舎の浸水対策等を参考にしながらと記載ありますが、参考資料として提示されると考えて宜しいでしょうか？	津波浸水対策の検討にあたっては、周辺に立地する公共施設の整備事例の一つとして、隣接する高知県安芸総合庁舎の対策内容も参考となり得る事例として認識しています。 一方で、当該庁舎は高知県が整備・管理する施設であり、その詳細な設計内容や内部検討資料等については県が保有する資料であることから、本市が第三者へ提供できる立場にはありません。 このため、本市から当該資料を参考資料として提示することは困難ですが、津波浸水対策の検討にあたっては、公開されている情報や一般的な防災設計の考え方、各種指針等を踏まえながらご検討いただくことを想定しています。 なお、必要に応じて、高知県へ直接ご確認いただくこともご検討ください。
104	要求水準書（素案）	13	第2	1	(1)	ウ-(ウ)	複合交流施設の整備方針	「津波対策については隣地にある県庁舎の浸水対策等を参考にしながら、安全性の高い方策を検討する」とありますが、提案への適切な反映の為、県庁舎の浸水対策等を資料として提示いただけないでしょうか。	No.103への回答を参照してください。
105	要求水準書（素案）	13	第2	1	(1)	ウ-(ウ),(エ)	防災対策	(ｳ)の津波対策におけるハード的な方策、(ｴ)の「防災資材倉庫の確保」「周辺地域の防災機能」については貴市の防災計画と密接にかかわる部分であると考えるため、公告時には具体的な水準をお示しください。 （P16　第2-2(1)エ 災害・事故対策、P28第2-3(1)カ防災機能も同じ）	周辺地域の防災機能については「閉館時でもアクセスできる高所避難場所、防災資機材倉庫の確保等」を示していますが、これら以外の方策があれば民間事業者の提案によるものをします。 また、防災資機材倉庫については、屋内配置を想定しています。
106	要求水準書（素案）	13	第2	1	(1)	ウ-(エ)	誰もが安全・安心に利用できる施設	緊急避難場所としての高所避難場所及び防災倉庫についてですが、現段階でどの程度の面積が必要になると想定されていますでしょうか。 また、貴市内各所に設置されている津波避難タワーをイメージするものと考えてよろしいでしょうか。	一時避難想定人数としては、避難者1人あたり1㎡程度の広さを確保する想定とし、配置する施設機能の面積に応じた想定人数とします。また、複合交流施設における防災機能については、緊急避難場所の一部である津波避難ビル及び津波避難タワーの機能を必要に応じて参考としてください。
107	要求水準書（素案）	13	第2	1	(1)	エ	経済性や環境に優れた、持続可能性の高い施設	建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）やCASBEE等の認証は不要と考えてよろしいでしょうか。また目標値の指定はございますか。	建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）やCASBEE等の第三者認証の取得を必須とはしておりません。ただし、省エネルギー性能に係る関連法令等を遵守及び参照するとともに、要求水準書（素案）に示すとおり、環境負荷低減とライフサイクルコストの縮減による持続可能な計画としてください。
108	要求水準書（素案）	13	第2	1	(1)	エ	経済性や環境に優れた、持続可能性の高い施設	「・・地産木材を積極的に利用・・」とありますが、建物への利用内容は事業者提案によるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問及び意見	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
109	要求水準書（素案）	14	第2	1	(2)		施設内容	公告時には、閲覧席・学習席数、貸室の広さ、貸室等に備えるべき備品・楽器などについてそれぞれ最低基準または要求水準をお示しください。	各施設の諸室等に係る要求水準については、要求水準書（素案）p.22「3 機能ごとの要求水準」を参照してください。なお、諸室等の数量、面積等のうち、要求水準書（素案）において定量的基準が示されていないものについては、複合交流施設の効率性及び利便性等を踏まえ、民間事業者の提案に委ねるものとします。 什器・備品リストは募集要項等の公表時に示します。
110	要求水準書（素案）	14	第2	1	(2)		施設内容	各諸室の必要面積や室数がございましたら、ご教示ください。	No.109への回答を参照してください。
111	要求水準書（素案）	14	第2	1	(2)		施設内容	施設全体及び各機能の整備面積に関する要求水準の詳細は公告において示されるのでしょうか。	No.109への回答を参照してください。
112	要求水準書（素案）	14	第2	1	(2)		施設内容	各施設の諸室構成について記載がありますが、今後諸室の必要面積等が与条件としてご提示いただけるのか、もしくは面積については事業者の提案によるものとするのかどのようなお考えでしょうか。 必要面積等が与条件としてご提示いただけるのであれば、基本計画作成を進めるに際し、諸室性能表をできるだけ早い段階でご開示いただきますようお願いいたします。	No.109への回答を参照してください。
113	要求水準書（素案）	14	第2	1	(2)		施設内容	P5及びP48のコミュニティ機能についての記述により、公民館としても位置付けられると理解しましたが、貸室はすべて複合交流施設の条例下に位置付けられ、公民館の条例の下で貸室として位置づけられる施設はない（＝公民館事業は全館的に行うが、公民館として専有する部屋、社会教育団体が定期的に減免で使うことが前提となる部屋はない）という理解でよろしいでしょうか。	募集要項等の公表時に示します。
114	要求水準書（素案）	14	第2	1	(2)		施設内容	各施設の諸室構成表の中、防災機能の諸室に記載がございませんが、P28のカ 防災機能より緊急避難場所、備蓄倉庫、屋上避難階段と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	要求水準書（素案）	15	第2	1	(3)		施設開館予定	設備保守作業や従事者の全体研修等の実施のため、また、適正な費用対効果を実現するため、事業者が最適な休館日設定を提案できるよう、要求水準を緩和願えないでしょうか。	ご意見を踏まえ、開館日及び休館日について以下のとおり修正します。 修正前： 複合交流施設の開館日は、以下に定める休館日を除く全ての日とする。なお、本項に示す開館日及び開館時間は、現施設の運営状況を踏まえた最低水準であり、事業者は、各機能が有機的に連携し、利用者の利便性向上に資するよう、より適切かつ合理的な開館日及び開館時間を提案すること。 修正後： 複合交流施設の開館日は、原則として以下に定める休館日を除く全ての日とする。ただし、事業者は、各機能が有機的に連携し、利用者の利便性向上に資する観点及び適切な運営を行うために必要なメンテナンスや従事者の研修機会等を確保する観点から、合理的な理由を明示した上で、より適切な開館日及び開館時間を提案することができるものとする。
116	要求水準書（素案）	15	第2	1	(3)		開館日	曜日の定期休館がなく、年末年始のみの開館を最低基準とする場合、責任を持って良いサービスを提供するには相応の人数配置が必要となります。適切に人数を算定し、人件費をサービス購入料（指定管理料）に見込んでくださるようお願いいたします。	No.115への回答を参照してください。
117	要求水準書（素案）	15	第2	1	(3)		施設開館予定	民間施設に営業時間の制限は無いとの理解でよろしいですか。また、対象施設用地内か複合交流施設内によって営業時間の制限は変わりますか。	民間施設部分が担う商業機能については、営業時間及び営業日に関する制限はありません。本事業用地内における配置や、複合交流施設の各機能との有機的なつながりを通じて、新たな交流や賑わいの創出が図られるよう、民間事業者からの提案を期待します。
118	要求水準書（素案）	15	第2	2	(1)	ア	配置計画	既存のバス停は存置するとの記載がありますが、配置計画上バス停を移動させることは可能と考えてよろしいでしょうか。	バス停の位置につきましては、関係機関との協議により移動が認められる場合もあることから、制度上、必ずしも変更ができないものではありません。 一方、バス停の設置位置については、交通安全の確保の観点から、交差点や横断歩道との距離、見通し、道路幅員、歩行者の待機スペースの確保など、さまざまな条件を満たす必要があり、バス運行事業者や道路管理者、警察等との協議・調整が必要となります。 このため、現時点においては既存のバス停位置の変更等は想定しておりませんが、今後、具体的な提案段階において、関係機関との協議の中で必要に応じて検討が行われる可能性はあるものと考えています。
119	要求水準書（素案）	16	第2	2	(1)	エ	緊急避難場所	緊急避難場所として、想定されています規模・収容人数がございましたらご教示ください。	No.92への回答を参照してください。

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問及び意見	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
120	要求水準書（素案）	16	第2	2	(1)	エ	備蓄倉庫	備蓄倉庫として、想定されています規模がございましたらご教示ください。	No. 92への回答を参照してください。
121	要求水準書（素案）	16	第2	2	(1)	エ	災害・事故対策	非常用品及び防災資機材は貴市の調達及び管理という認識でよろしいでしょうか。 また、非常用品及び防災資機材は数量の見積・想定が難しいため、貴市の調達及び管理としていただけますようお願いいたします。	非常用品及び各種防災資機材については、市において調達・設置・管理します。
122	要求水準書（素案）	16	第2	2	(1)	エ	災害・事故対策	「・・全館をカバーするものでなく、必要な箇所に必要な時間分の電力を供給できるもの」とありますが、今後の公表資料で必要な個所はお示しいただけるという認識でよろしいでしょうか。 また、現段階で備蓄倉庫に備蓄すると想定されている非常用品や各種棒先資機材の量の目安(何日分・何人分等)ございましたら、ご教示いただけまようお願いいたします。	必要電力量については、避難階の施設機能が使用できる電気量3日程度の確保を想定しています。その他、No. 92への回答を併せて参照してください。
123	要求水準書（素案）	17	第2	2	(1)	エ	災害・事故対策	「夜間や休館日等の閉館時においても、屋外から屋上へ避難できるよう、屋上避難階段を設置すること。なお、屋上避難階段は・・」との記載がありますが、新複合交流施設の屋上は夜間、閉館時等に関わらず、いつでも誰もが外部から屋上避難階段を利用して、直接屋上にアクセスできるような運用にするという認識でよろしいでしょうか。	屋上避難階段については、災害発生時において、夜間や休館日等の閉館時を含め、屋外から屋上へ確実に避難できることを求めるものです。 一方で、平常時において、常時誰もが自由に屋上へアクセスできる運用とすることまでを求めるものではなく、具体的な運用方法については、安全性や管理面に配慮した上で提案してください。
124	要求水準書（素案）	17	第2	2	(1)	エ	災害・事故対策	「・・非常時は新施設の3階以上へ避難する・・」との記載がありますが、平時は使用できず、緊急時のみ使用できる場所という認識でよろしいでしょうか。	本規定は、災害発生時に3階以上を避難先として活用できるよう、配置計画及び建築計画上の配慮を求める趣旨であり、平時において3階以上を使用できない、又は非常時専用の空間とすることを求めるものではありません。
125	要求水準書（素案）	17	第2	2	(1)	エ	災害・事故対策	災害対応マニュアルは高知県が公表しているものを参考にするという認識でよろしいでしょうか。 また、その他の参考資料等あれば、ご教示いただけますようお願いいたします。	高知県の公表資料を参考にしてください。その他、参考とすべき資料等がある場合は、募集要項等の公表時に示します。
126	要求水準書（素案）	17	第2	2	(2)		構造計画に関する要求水準	液状化対策について、対策範囲は建物部分のみと考えてよろしいでしょうか。公共道路へつながる敷地内道路も液状化対策を考慮する必要がありますでしょうか。	液状化対策の範囲については、建物部分の安全確保に限らず、災害時においても施設としての機能が確保されるよう、敷地内動線やライフライン機能を含め、必要な範囲を適切に検討してください。
127	要求水準書（素案）	17	第2	2	(2)		構造計画に関する要求水準	被災後の迅速な復旧について、被災の定義と損害負担、復旧範囲、復旧費用についてはどのように考えたらよろしいでしょうか。	被災の定義や復旧範囲等の詳細について、現時点での具体的な想定が困難であることから、実際の被害状況等を踏まえ市と協議の上、決定することとします。なお、構造計画の策定にあたっては、災害発生時においても重大な損壊が生じないよう配慮した設計としてください。
128	要求水準書（素案）	17	第2	2	(2)		構造計画に関する要求水準	鉄筋コンクリート造の耐震構造を前提とすることとありますが、必要な耐震安全性が確保できていれば他の構造種別の提案も可能であるという認識でよろしいでしょうか。	原則、鉄筋コンクリート造の耐震構造とします。ただし、耐震安全性区分を含む要求水準を満たし、かつ耐久性・維持管理性・防災機能の観点から同等以上と合理的に説明できる場合に限り、他の構造種別の提案を妨げません。
129	要求水準書（素案）	17	第2	2	(3)	ア	設備計画に関する要求水準　-共通-	浸水対策のため、津波の到達想定高さを踏まえた配置計画とすることと記載がありますが、対策を行う設備は防災設備及び非常用発電設備と考えてよろしいでしょうか。	質問文中に記載の防災設備及び非常用発電設備が想定されますが、これらに限るものではありません。複合交流施設全体における津波到来時の安全性の確保、ならびに浸水被害発生後における各種機能の円滑かつ効率的な復旧を踏まえ、その他の設備についても必要かつ適切な対策を講じてください。
130	要求水準書（素案）	18	第2	2	(3)	イ-(キ)	携帯電話設備	携帯電話については全キャリアのアンテナの設置等を適宜行うこととありますが、アンテナはキャリア工事等になるかと思いますが配管及び電源のみの整備で宜しいでしょうか？	携帯電話の受信環境の確保にあたっては、配管及び電源等の整備のほか、全キャリア・全機種において複合交流施設内で十分な受信が可能となるよう、必要な措置を講じてください。 なお、アンテナの設置工事自体は、原則として各携帯電話事業者による施工が想定されますが、当該設置に必要となる協議、申請、契約等の手続きについては、本事業の範囲として民間事業者が実施することを想定しています。
131	要求水準書（素案）	19	第2	2	(3)	イ-(サ)	設備計画に関する要求水準　-電気設備-	防災行政無線の移設は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、スピーカー設置や配線等は別途発注を考えていますが、これらを取り付ける柱や空配管等は本業務に含めます。
132	要求水準書（素案）	19	第2	2	(3)	イ-(サ)	設備計画	Jアラート、防災行政無線の設置は別途発注との理解でよろしいでしょうか。	No. 131への回答を参照してください。

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問及び意見	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
133	要求水準書（素案）	19	第2	2	(3)	イ-(セ)	防犯設備	「機械警備システムは別途工事とすること。」と記載がありますが、他方で40頁の保安警備業務にて「…24時間対応、機械警備を基本とする。」と記載されております。機械警備システムの設置工事については事業外、システム運用、点検等は事業内で行う理解でよろしかったでしょうか。	機械警備システムの設置も本事業に含めます。ご質問を踏まえ、以下のとおり修正します。 修正前： 機械警備システムは別途工事とすること。 修正後： 機械警備等の機器設置にあたり、警報は警備会社に通報され、迅速に対応できるシステムを想定すること。
134	要求水準書（素案）	19	第2	2	(3)	イ-(セ)	設備計画に関する要求水準　-電気設備-	本事業の範囲に保安警備業務が含まれておりますが、機械警備システムは別途工事と考えてよろしいでしょうか。	No.133への回答を参照してください。
135	要求水準書（素案）	19	第2	2	(3)	イ-(セ)	防犯設備	「機械警備システムは別途工事とする」との記載ありますが、防犯設備は本整備PFI事業の業務範囲外とし、空配管のみ設置するという認識でよろしいでしょうか。	No.133への回答を参照してください。
136	要求水準書（素案）	20	第2	2	(3)	イ-(ト),(ナ)	構内通信線路設備 構内発電線路設備	予備配管等を貴市との協議し、設けることとありますが、協議により提案時点から予備配管数が増加した場合、コスト増加等は貴市にご負担いただけるという認識でよろしいでしょうか。	民間事業者による提案内容の全体を踏まえ、協議・調整を行うものとします。
137	要求水準書（素案）	20	第2	2	(3)	ウ-(ア)	設備計画に関する要求水準　-機械設備-	空調設備について、各諸室において一括管理ができるようにすることとありますが、代表室での一括管理と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	要求水準書（素案）	20	第2	2	(3)	ウ-(ウ)	設備計画に関する要求水準　-機械設備-	排煙設備について、自然排煙を原則として、省エネルギー、ランニングコストの軽減を図ることとありますが、イニシャルコストの軽減を図ることと読み替えてよろしいでしょうか。	イニシャルコストのみを軽減したことで省エネルギー・ランニングコスト増につながることの無いようにご配慮ください。
139	要求水準書（素案）	21	第2	2	(3)	ウ-(コ)	ガス設備	敷地周辺及び敷地内のガス配管設備図面を開示いただけますようお願いいたします。	旧市庁舎跡地ではプロパンガスを使用しています。現在、市が保有している図面では、西庁舎における配管位置を確認できるものの、東庁舎における配管位置は特定できませんでした。公表可能な資料を整理の上、募集要項等の公表時に示します。
140	要求水準書（素案）	22	第2	3	(1)	ア	職員数	供用開始後、本施設のおいて、従事される貴市職員の想定がございましたら人数と配置エリアをご教示ください。	出張所運営に関し、市職員3人程度を配置することを見込んでいます。
141	要求水準書（素案）	22	第2	3	(1)	ア	図書館機能	既存の図書館の運営（事業収支や来館者情報など）に関する資料提供は可能でしょうか。	募集要項等の公表時に示します。
142	要求水準書（素案）	22	第2	2	(3)	ウ-(サ)	消火設備	所轄の消防署からの指導による変更については提案時点で見込むことは困難な為、指導によって生じる追加費用が発生した場合、貴市にご負担いただけるという認識でよろしいでしょうか。	所轄の消防署との協議の結果、民間事業者による提案時点からの変更が生じ、これに伴い追加費用が発生した場合であっても、当該追加費用については事業者の負担とします。
143	要求水準書（素案）	22	第2	2	(3)	ウ-(ス)	昇降機設備	乗用エレベーターは設置台数のうち1台を車いすや緊急時にストレッチャーで利用できる奥行きを確保するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。なお、エレベーターの設置台数につきましては、施設利用の利便性や緊急時対策などを踏まえたうえ、複合交流施設を安全かつ効率的に運営・維持管理できるよう、適切に配置してください。
144	要求水準書（素案）	23	第2	3	(1)	ア	全体規模	蔵書冊数約9万冊は、開架約7万冊と閉架約2万冊の合計という理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
145	要求水準書（素案）	23	第2	3	(1)	ア	一般書架室	開架約７万冊とありますが、子ども向けスペースの約2.3万冊は含まれますか。	子ども向けスペースの約2.3万冊は、開架約７万冊に含まれます。
146	要求水準書（素案）	23	第2	3	(1)	ア	図書館冊数	全体規模として【蔵書冊数】約9万冊、【開架冊数】約7万冊とありますが、一般開架室（開架：約7万冊）子ども向けスペース（開架：約2.3万冊）閉架書庫（閉架：約2万冊）とあり、蔵書総数と食い違いがあるように思われます。 一般開架約7万冊、子ども向けスペース開架約2.3万冊として開架冊数合計は約9.3万冊、閉架約2万冊で合計蔵書冊数は11．3万冊と考えてよろしいでしょうか。	No.145への回答を参照してください。

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問及び意見	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
147	要求水準書（素案）	23	第2	3	(1)	ア	図書館座席数	図書館開架閲覧室の各スペース・コーナーの想定されています閲覧席数がございましたらご教示ください。	市が具体的に想定する席数はありません。図書館機能を担うスペースの広さ、各諸室等の配置等を踏まえ、民間事業者において最適と判断する数量を提案してください。
148	要求水準書（素案）	23	第2	3	(1)	ア-(オ)	図書館における諸室構成	表中の全体規模欄には開架冊数約7万冊とあり、一般開架室で7万冊、子供向けスペースで2.3万冊と記載があります。地域資料コーナーにも蔵書が見込まれことから、冊数について、全体規模の冊数と各諸室の冊数の関係性をご教示ください。	全体の一般開架冊数は約7万冊とし、各諸室の冊数は要求水準書（案）に記載のとおり、利用しやすさを重視した配置としてください。
149	要求水準書（素案）	23	第2	3	(1)	ア-(オ)	図書館における諸室構成	表中の全体規模で開架冊数は約7万冊と規定されますが、各諸室においては、一般開架室約7万冊＋子供向けスペース開架約2.3万冊＝約9.3万冊と規定されており、相違が生じています。各諸室の開架冊数は閉架分を含んだ概数であり、当該比率を参考に、開架約7万冊に対し、一般、児童それぞれに適正な開架冊数を事業者が提案することを求められていると考えてよろしいでしょうか。	No.145への回答を参照してください。
150	要求水準書（素案）	23	第2	3	(1)	ア-(オ)	図書館における諸室構成	新施設に備える蔵書約9万冊については、既存蔵書に加えて開館前に一定数の新規図書の調達を行うことが前提と想定します。その場合の図書の冊数、購入費等の要求水準をお示しください。	募集要項等の公表時に示します。
151	要求水準書（素案）	23	第2	3	(1)	ア-(オ)	図書館における諸室構成	閉架書庫に関して、将来的な蔵書冊数の増加にも対応できる仕様とするとありますが、将来蔵書数に関して上限をお示しいただけないでしょうか。また、増加分については閉架書庫に収蔵するという見込みでよろしいでしょうか。	現状において、要求水準以上の蔵書冊数は想定していません。
152	要求水準書（素案）	23	第2	3	(1)	ア	図書館機能	全体規模は約1,200㎡となっておりますが、各諸室の必要面積等をご開示いただきたくことは可能でしょうか。 また、ご開示いただけない場合は事業者にて提案するものという認識でよろしいでしょうか。	諸室等の数量、面積等のうち、定量的基準が示されていないものについては、複合交流施設の効率性及び利便性等を踏まえ、民間事業者の提案に委ねるものとします。 なお、要求水準書（素案）に記載の「【延べ床面積】 約1,200㎡」についても、現図書館が保持・提供する文化教養機能や課題解決支援機能を上回る水準とすることを踏まえた目安であり、図書館機能の質及び価値の向上、効率的な運営等の観点から、最適と判断する水準を、民間事業者において提案するものとします。
153	要求水準書（素案）	24	第2	3	(1)	イ	文化ホール機能	文化ホールの規模及び設備の提案のため、現市民会館で開催されていた催しの種別、回数、稼働率、動員客数を過去3年分開示いただけますでしょうか。	募集要項等の公表時に示します。
154	要求水準書（素案）	24	第2	3	(1)	イ	文化ホール機能	既存の文化ホールの運営（事業収支や来館者情報など）に関する資料提供は可能でしょうか。	募集要項等の公表時に示します。
155	要求水準書（素案）	24	第2	3	(1)	イ	舞台サイズ	主舞台が間口８間（16m）、奥行き４間強（８m）、もしくは間口に袖舞台を含んでいる場合は主舞台は４間角になるものと思われますが、このようなサイズとされている理由があればお聞かせください。 500席とした場合、８間×４間では間口が大きく、奥行きは狭いと思います。４間角では小さいと思います。	文化ホール機能における諸室及び性能について記載している定量的基準は、現市民会館で開催されていた催しの種別、回数、稼働率、動員客数を上回ることを前提として示した目安です。 No.89への回答を踏まえつつ、市民が多様な文化芸術を体験し、発表活動を行える環境の充実の観点から、最適と判断する水準を提案してください。
156	要求水準書（素案）	24	第2	3	(1)	イ-(ア)	文化ホール機能	「本格的な舞台芸術まで幅広く」とありますが、具体的に想定されている公演内容及び事業規模についてご教示願います。	No.89への回答を参照してください。
157	要求水準書（素案）	24	第2	3	(1)	イ-(ア),(オ)	舞台設備	(ｱ)では「新たな興行等、本格的な舞台芸術まで幅広く対応」とあり、(ｵ)の舞台に関する水準では「最小限の技術員で操作できる効率的な設備配置」とあります。 この２つの表現から想起される舞台設備の性能はかなりかけ離れるため、このままですと提案内容や提案額が大きく変わり、競争性に影響すると考えます。公告時には舞台設備の要求水準を具体的にご提示くださるようお願いします。	原文のままとします。なお、No.89への回答も併せて参照してください。
158	要求水準書（素案）	24	第2	3	(1)	イ-(ウ)	文化ホール機能	大規模な舞台転換や仕掛けを隠すとは引き割幕を想定しているのでしょうか？それとも奈落を想定しているのでしょうか？	基本的な機能としては、引幕（緞帳）等を想定していますが、複合交流施設を運営するにあたり適切な方法をご提案ください。
159	要求水準書（素案）	24	第2	3	(1)	イ-(オ)	表-ホワイエ	「複合施設全体の利用者が共通して…」とありますが文化ホール部分は有料催事が想定されるため明確にエリアを区分できる必要があるのではないでしょうか。	ホワイエ箇所を他の空間と区分する設計や運用を否定するものではありませんが、催事の有無や内容に応じて、文化ホール利用者以外による自由な利用を認めるなど、柔軟な運用手法があり得ると考えています。具体的なゾーニング手法や管理・運営方法については、民間事業者の創意工夫により、複合交流施設全体のにぎわいや利便性の向上につながる最適な提案を期待します。

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問及び意見	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
160	要求水準書（素案）	26	第2	3	(1)	ウ	コミュニティ機能	既存の市民会館・女性の家の運営（事業収支や来館者情報など）に関する資料提供は可能でしょうか。	募集要項等の公表時に示します。
161	要求水準書（素案）	26	第2	3	(1)	ウ	コミュニティ機能（公民館機能含む）	女性の家で行っている市民活動や文化活動を継続するため、現女性の家で開催されていた催しの種別、回数、稼働率、動員客数を過去3年分開示いただけますでしょうか。	募集要項等の公表時に示します。
162	要求水準書（素案）	26	第2	3	(1)	ウ-(ウ),(カ)	会議室数	(ｳ)には会議室を計6室整備する、とありますが、(ｶ)の会議室①～③の合計は5室です。さらに提案により１室設けて計6室とする、ということでしょうか。	ご質問を踏まえ、以下のとおり修正します。 修正前： (ｳ) 会議室は、現状必要な最低室数を確保しつつ、新たな活動が生じることも加味し、計6室を整備するものとする。 修正後： (ｳ) 会議室は、現状必要な最低室数を確保しつつ、新たな活動が生じることも加味し、計5室を整備するものとする。
163	要求水準書（素案）	26	第2	3	(1)	ウ-(カ)	コミュニティ施設の諸室及び性能	各会議室の整備面積等の要求水準は、公告時に示されるものと考えてよろしいでしょうか。	諸室等の数量、面積等のうち、定量的基準が示されていないものについては、複合交流施設の効率性及び利便性等を踏まえ、民間事業者の提案に委ねるものとします。
164	要求水準書（素案）	27	第2	3	(1)	ウ-(カ)	小ホール	音楽活動、講演活動、小規模な式典とありますが、これに求める舞台設備の要求水準について、公告時にお示しください。	募集要項等の公表時に示します。
165	要求水準書（素案）	27	第2	3	(1)	エ-(ウ)	子育て支援機能の諸室及び性能	プレイルームの設置個所は、図書館の子ども向けスペースと物理的に近接することが求められているのでしょうか。あるいは、機能的な連携ができれば、物理的な近接は不要でしょうか。	両機能の有機的なつながり及び利用者の利便性向上の観点を踏まえ、民間事業者の提案によるものとします。
166	要求水準書（素案）	28	第2	3	(1)	オ	出張所機能の事務室	「専用事務室ではなく、他機能の事務室と兼用する」とありますが、出張所は直営を想定される中、民間事業者と同じ事務室の使用をされることを厭われないという理解でよろしいでしょうか。また、民間事業者側として別室をご提案することも可能な水準としていただければと思います。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 修正前： 出張所機能の専用事務室を設けるのではなく、他機能の事務室と兼用する。 修正後： 出張所機能の専用事務室を設けることとする。延床面積については、50㎡程度とする。
167	要求水準書（素案）	28	第2	3	(1)	オ	出張所機能	出張所の事務室・受付窓口で想定されています職員数をご教示ください。	No.140への回答を参照してください。
168	要求水準書（素案）	28	第2	3	(1)	カ	機能ごとの要求水準-防災機能-	電力以外のインフラ破断時の対応は不要と考えてよろしいでしょうか。	複合交流施設が災害時において緊急避難場所としての機能を果たすことを踏まえ、電力以外のインフラについても、想定される災害リスクや施設の利用形態に応じ、必要かつ合理的な範囲での対策を講じてください。
169	要求水準書（素案）	29	第2	3	(1)	キ	駐車場	近隣の元職員駐車場の位置についてご教示ください。	事業用地北西に位置する、安芸税務署東隣接地が元職員駐車場となります。
170	要求水準書（素案）	29	第2	3	(1)	キ	駐車場	敷地内に30台以上の駐車スペースを整備するとありますが、その他駐輪場スペース等も必要でしょうか。必要となる場合、駐輪スペースの広さ及び駐輪台数をご教示いただけますようお願いいたします。	当該事業用地近隣には、駐車場活用予定地があるものの、イベント開催時などの施設利用予測を考慮すると、駐車台数の確保は重要であると考えております。 なお、駐車台数については、要求水準以上の定量的基準が示されていないものについては、複合交流施設の効率性及び利便性等を踏まえ、民間事業者の提案に委ねるものとします。
171	要求水準書（素案）	29	第2	3	(2)	ア	民間収益施設における貸付料の設定について	本事業における民間収益施設（商業機能）については、事業期間を通じた安定的かつ持続的なサービス提供が重要であると考えております。しかしながら、公共施設内の商業施設は経営環境が厳しく、赤字経営となるリスクも少なくありません。つきましては、民間事業者の収支を圧迫し事業継続に支障をきたすことがないよう、行政財産使用料（貸付料）の減免、あるいは事業運営を圧迫しない無理のない料金設定（例：利益の5%を上限とする等）について、柔軟な検討をお願いいたします。	募集要項等の公表時に示します。
172	要求水準書（素案）	29	第2	3	(2)	ア	民間収益施設における貸付料の設定について	行政財産使用料は貸付面積に変動せず設定いただけますと、より柔軟な提案が可能となりますので、ご検討いただけますと幸いです。	募集要項等の公表時に示します。
173	要求水準書（素案）	29	第2	3	(2)	ア	商業機能	必要な貸付料等について具体的にご教示いただけますでしょうか。	募集要項等の公表時に示します。

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問及び意見	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
174	要求水準書（素案）	31	第4	2	(1)		事前調査	整備に係る必要な事前調査が事業範囲であり、解体に係る事前調査は貴市にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。	本項では「設計業務の実施にあたり、関係法令に基づいて業務に必要な調査」と規定しているところ、当該設計業務には既存施設の解体に係る設計業務も含みます。したがって、解体に係る事前調査も民間事業者において実施することとなります。
175	要求水準書（素案）	31	第4	3	(2)	オ	工事費概算書	基本設計完了時に速やかに工事費概算書を提出することになっておりますが、基本設計時に生じる変更箇所含めて精概算には1ヶ月から1.5ヶ月の期間が必要となります。 その為、提出時期については別途調整させていただくことは可能でしょうか。ご検討の程よろしくお願いいたします。	設計業務における必要な検討及び書類作成等を適切なスケジュールで実施した上で、速やかにご提出いただくことを想定しております。個別資料に係る具体的な提出スケジュールは、市と協議の上で決定するものとします。
176	要求水準書（素案）	32	第4	3	(3)	キ,ク	外観透視図、内観透視図	外観透視図、内観透視図で想定されていますカット数がございましたらご教示ください。	外観透視図及び内観透視図のカット数は事業者の提案によるものとします。 ただし、図書館機能、文化ホール機能、コミュニティ機能の主要空間については、空間構成が確認できるよう適切に表現してください。 なお、透視図は空間イメージを確認するための資料であり、契約図書を構成するものではありません。
177	要求水準書（素案）	32	第4	3	(3)	サ	その他必要資料	その他必要資料で想定されているものがございましたらご教示ください。	技術検討資料等、設計業務の検討及び実施に当たって作成した資料のうち、市が提出を求めるものを想定しています。具体的な資料については、市と協議の上で決定するものとします。
178	要求水準書（素案）	34	第6	1	(1)		基本事項	建設業務として、複合交流施設の・・・、既存施設の解体・撤去工事業務、完成後業務を行う。との記載がありますが、完成後業務とは具体的にどのような業務を想定されていますでしょうか。 ご教示の程よろしくお願いいたします。	要求水準書（素案）p.35「5 完成後業務」を参照してください。
179	要求水準書（素案）	34	第6	3	(1)		什器・備品リスト	什器・備品リストについては、募集要項に合わせて公表される理解でよろしいでしょうか。	募集要項等の公表時に示します。
180	要求水準書（素案）	34	第6	3	(1)		什器・備品調達及び設置業務	事業者が調達するリストと市が調達するリストは募集要項等の公表時に明示されますか。	募集要項等の公表時に示します。
181	要求水準書（素案）	35	第6	3	(2)		什器・備品調達及び設置業務	対象に応じて壁面に固定する等、適切な安全対策を講じることとの記載がありますが、安全対策を講じる対象となる什器・備品は、募集要項等で公表されるものという認識でよろしいでしょうか。	什器・備品リストは募集要項等の公表時に示します。なお、複合交流施設を安全に運営・維持管理するとともに、利用者の利便性を高める観点から、個別の什器・備品に対する具体的な安全対策は民間事業者の提案によるものとします。
182	要求水準書（素案）	35	第6	4			既存施設の解体・撤去工事業務	解体予定の既存施設の図面（平面・立面・断面図等）をご開示いただけますでしょうか。	募集要項等の公表時に示します。
183	要求水準書（素案）	35	第6	4			既存施設の解体・撤去工事業務	既存施設の図面一式は提供してもらえますか。また残置物の撤去処分は別途でよろしいでしょうか。	既存施設の関連図書は募集要項等の公表時に示します。 後段につき、質問文中に記載の「残置物」が、現在、既存施設内に保管されている各種廃棄備品を指すものとの前提に立つ場合には、これらについても本事業における民間事業者による搬出・処分の対象となります。 一方、当該「残置物」が、市との協議の結果、地中に残すこととなった埋設物を指すものとの前提に立つ場合には、当該残置物の将来的な撤去の要否、手法等の詳細については、市との協議により決定することとします。
184	要求水準書（素案）	35	第6	4	(2)		既存施設の解体・撤去工事業務	既存施設の解体・撤去に伴う図面作成及び積算業務は不要と考えてよろしいでしょうか。	既存施設の解体・撤去に係る現況調査、数量算出及び工事費積算についても事業者の責任において実施するものとします。市において、解体・撤去に係る図面作成及び積算業務を行うことは想定していません。
185	要求水準書（素案）	35	第6	4	(2)		既存施設の解体・撤去工事業務	募集要項等の公表時に、既存施設の図面はご提供いただけると考えてよろしいでしょうか。また残置される什器・備品リストもご提供いただけると考えてよろしいでしょうか。	既存施設の関連図書及び什器・備品リストは募集要項等の公表時に示します。
186	要求水準書（素案）	35	第6	4	(2)		既存施設の解体・撤去工事業務	既存施設の解体にあたり、募集要項等の公表時にアスベスト含有調査やPCB調査の資料はご提供いただけると考えてよろしいでしょうか。 資料がない場合はアスベストやPCBが含有されていた場合、別途追加工事費をいただけると考えてよろしいでしょうか。	No.4への回答を参照してください。

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問及び意見	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
187	要求水準書（素案）	35	第6	4	(3)		既存施設の解体・撤去工事業務	地中埋設物も含めて全て解体・撤去することを原則とすると記載がありますので、既存施設建物を残して活用することはないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	要求水準書（素案）	35	第6	4	(3)		既存施設の解体・撤去工事業務	「地中埋設物も含めて全て解体・撤去することを原則」と記載がありますが、貴市の想定でこの費用の想定を開示いただけないでしょうか。	事業費積算に係る詳細な内訳の開示については差し控えさせていただきます。
189	要求水準書（素案）	36	第6	5	(3)	イ	引渡し	引渡しと同時に維持管理業務を開始するとありますが、引渡し日の翌日から維持管理業務を開始するという認識でよろしいでしょうか。	事業者は、引き渡し後、速やかに維持管理業務を開始するものとします。
190	要求水準書（素案）	37	第7	1			基本事項	既存施設からの備品、物品等の選別・廃棄・移動は、本事業外で市が実施するものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書p.35「４ 既存施設の解体・撤去工事業務」に記載のとおり、既存施設にある全ての廃棄備品の搬出・処分についても本事業対象に含みます。また、既存施設からの備品・物品の移動についても、本事業対象に含みます。
191	要求水準書（素案）	37	第7	1			基本事項	既存資料の選別・廃棄・移転等の一連の業務は、本事業外で市が実施するものと考えてよろしいでしょうか。また、移転する資料については、全ての資料が図書館システムへの登録を完了しているものと考えてよろしいでしょうか。	募集要項等の公表時に示します。
192	要求水準書（素案）	37	第7	1			基本事項	図書館システムへの登録がされていない資料があれば、本事業開始後の扱いについてお示しください。	募集要項等の公表時に示します。
193	要求水準書（素案）	37	第7	1			基本事項	既存資料の蔵書構成（一般書・児童書・逐次刊行物・視聴覚資料・郷土資料・貴重資料）をお示しください。	募集要項等の公表時に示します。
194	要求水準書（素案）	37	第7	1			基本事項	移転する資料に貴重資料を含む場合に、運営において通常の図書等と異なる取扱いをする必要がある場合は、その内容をお示しください。	募集要項等の公表時に示します。
195	要求水準書（素案）	37	第7	3			市民ワークショップ	市民との丁寧な対話を重ねるためには一定の頻度と規模が必要と思われるため、開業準備費用においてその分を見込んでいただくようにお願いします。	ご意見として承りました。
196	要求水準書（素案）	37	第7	3			市民参加型ワークショップについて	市民参加型ワークショップの開催頻度や内容は事業者の提案との理解で齟齬ございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
197	要求水準書（素案）	37	第7	3	(2)		市民参加型ワークショップの開催	「ワークショップは開業準備段階のみでなく、設計段階及び運営段階においても実施し、その結果を設計内容や運営計画等に反映すること」とありますが、反映する際に提案に見込んでいない内容は「貴市の指示に関するもの」の通りとし、貴市にご負担いただけるという認識でよろしいでしょうか。	ワークショップの検討結果について採用すべき提案があり、それによって大幅な変更が生じる場合は別途協議するものとします。それ以外は軽微なものも含め原則事業者負担を想定しています。
198	要求水準書（素案）	38	第7	6	(2)		事前広報・情報発信業務	市が指定する部数とはおよそどの程度かご教授ください。	開業前に情報発信として、本市広報誌への折込チラシ（8,300枚）などを検討していることから、館内配布や予備などを想定し、1万5千部程度を見込んでおります。その後は、必要に応じて追加印刷などを検討いただきます。
199	要求水準書（素案）	38	第7	6	(2)		交流施設のパンフレット	市が指定する部数について、事業費積算に必要な情報であるため、公告時に部数の要求水準をお示しください。	No.198への回答を参照してください。
200	要求水準書（素案）	38	第7	7			開館式典の主催者について	開館式典の実施にあたり、式典の「主催者」は安芸市と民間事業者のどちらを想定されていますでしょうか。事業者が企画・運営補助を行う場合でも、行政施設としての性質上、市が主催し、事業者はその支援業務を担う役割分担が望ましいと考えます。主催者がどちらになるかによって、招待客の決定権や経費（式典用の看板、供花、記念品等）の負担区分が異なるため、その定義および費用負担の範囲について明示してください。	開館式典については、公共施設の供用開始に伴う行事として、市が主催者となることを想定しています。なお、当該式典の企画、運営、会場設営等は民間事業者において実施するものとし、その具体的内容については民間事業者の提案によるものとします。
201	要求水準書（素案）	39	第8	1			基本事項	設備管理員の常駐または常勤については必須要件とされておらず、配置の有無や方法は事業者の提案に委ねられているとの理解で差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問及び意見	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
202	要求水準書（素案）	39	第8	1	(3)		基本事項	「基準等を遵守すること」との記載につきまして、建築保全業務共通仕様書も「基準」に含まれるものと理解しております。 しかし、同仕様書には法定点検に加え、自主的な点検内容や清掃の内容や頻度が具体的に記載されており、性能発注を基本とするPFI事業においては、提案の自由度が制約されるおそれがございます。 また、国土交通省ホームページ掲載の「建築保全業務共通仕様書の使用にあたって」第２項「位置づけ」においても、同仕様書は「参考」として位置づけられております。 つきましては、同仕様書につきましては「遵守」ではなく「参考」としてお取り扱いいただき、提案の自由度確保にご配慮くださいますようお願い申し上げます。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 修正前： 本事業の実施に当たっては、以下に掲げる各種法令（施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）、条例、基準、要綱、指針等（以下、「関連法令等」という。）を遵守するとともに、最新の規則や要綱等についても、適宜参照すること。 なお、以下に記載のないものについても、要求水準に併せて、遵守すること。 修正後： 本事業の実施に当たっては、以下に掲げる各種法令及び条例を遵守するとともに、各種基準等については、本事業の要求水準との整合を確認の上、最新版を適宜参照すること。 なお、以下に記載のないものについても、要求水準に照らし、遵守又は参照すること。（以下、各種法令、条例及び基準等を総称して「関連法令等」という。）
203	要求水準書（素案）	39	第8	5			大規模修繕と通常修繕の費用負担境界について	要求水準書において「経年劣化は許容する」との記載がありますが、修繕業務における事業者の負担範囲（金額的上限や対象部位の定義）を明確にしてください。特に、突発的な設備故障や不可抗力による不具合について、事業者が過度な予備費を見込む必要がないよう、市と事業者の責任分界点および費用負担の算定基準を詳細に提示することを求めます。	要求水準書（素案）に記載のとおり、経年劣化を許容するのは、事業期間終了時において、複合交流施設の全てにおいて著しい損傷がなく、要求水準書で示す性能及び機能を発揮できる状態で市へ引き継げるようにすることが前提であり、性能及び機能を満足する場合のみとしています。 そして、複合交流施設全体の修繕・更新は、民間事業者が作成する中長期修繕計画に基づいて実施するものとし、その費用は維持管理・運営業務の対価に含まれるものとしています。したがって、個別修繕ごとの費用負担の算定基準や金額上限を別途設定することは予定しておりません。 また、突発的な設備故障や不可抗力による不具合が生じた場合の市と事業者の詳細な責任分担は、募集要項等の公表時に事業契約書（案）にて示します。
204	要求水準書（素案）	39	第8	5			大規模修繕と通常修繕の費用負担境界について	大規模修繕は市の負担との理解でよろしいでしょうか。また、定義を教えてください。	本事業における大規模修繕とは、躯体の主要構造部に関する修繕や外壁全面改修、屋上防水の更新等、施設の長寿命化を目的として計画的に実施する大規模な更新・改修を指し、原則として本事業の業務対象範囲には含みません。そのため、通常の経年劣化により発生する当該大規模修繕については、市の負担とします。 ただし、事業者が実施すべき経常的な維持管理・修繕を適切に実施しなかったこと、又は設計・施工に起因する契約不適合等、事業者の責めに帰すべき事由により当該修繕が必要となった場合は、事業者負担となります。 なお、事業期間終了時には、要求水準書に定める性能及び機能を満たし、次年度以降も通常の維持管理のもとで継続運営が可能な状態で引き継ぐことを前提とします。
205	要求水準書（素案）	41	第9	3	(2)		利用案内チラシの年間想定枚数	利用案内チラシの年間想定枚数を教えてください。	現時点で5,000部程度を見込んでおり、必要に応じて追加印刷などの対応願います。
206	要求水準書（素案）	41 45 46	第9	4 7			事業費の確保	４交流促進業務、７文化ホール運営業務(2)文化芸術事業(3)独自事業に記載のイベント、事業については、「自主事業」のように独立採算ではなくサービス購入料（指定管理料）において収支差額分を見込んでいただくようお願いいたします。（市民に多様な文化、体験に触れる場を廉価に提供するには、参加料収入で事業費は賄えないため）	質問文中に記載の「交流促進業務」、文化ホール運営業務中の「文化芸術事業」及び「独自事業」はいずれも、本事業での実施を必須としている「運営業務」の一環であることから、チケット代等で賄いきれない部分については、サービス対価により賄うことも可能です。
207	要求水準書（素案）	42	第9	6	(1)		基本事項	業務に使用するネットワーク、通信、管理システム、利用者用を含む機器一式、資料管理用データ等の整備・運用主体について明示ください。	募集要項等の公表時に示します。
208	要求水準書（素案）	42	第9	6	(1)		基本事項	管理システムや利用者用機器について、事業者が調達する場合においては、事業期間内のシステム・機器の更新頻度の要求水準をお示しください。	募集要項等の公表時に示します。
209	要求水準書（素案）	43	第9	6	(3)	カ	資料選定・受入	新施設における資料調達及び装備等の附帯経費について、市・事業者のいずれが費用負担するかをお示しください。	事業者の負担とします。
210	要求水準書（素案）	43	第9	6	(3)	カ	資料選定・受入	新施設における資料調達及び装備等の附帯経費について、事業者負担とする場合、年間の予算額ないしは調達冊数に関して、要求水準をお示しください。	サービス対価の範囲内で提案を求めることとします。
211	要求水準書（素案）	45	第9	6	(6)		児童・YA（ヤングアダルト）・学校関連サービス業務	学校行事への協力や児童・YAサービスについて、事業の継続や協力に努めることが記載されていますが、年間の実施回数や内容等について最低限求められる実施水準はありますでしょうか。定量的な基準がある場合は、公告時に示される想定かご教示ください。	募集要項等の公表時に示します。

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問及び意見	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
212	要求水準書（素案）	45	第9	6	(7)		統計情報の提出	利用統計の提出について、提出頻度（月次・年次等）や提出様式、市指定フォーマットの有無について、現時点での想定があればお示しください。	提出頻度は、月次で提出を求めることとし、提出様式は任意様式とします。
213	要求水準書（素案）	46	第9	7	(2)	ア	文化芸術事業	見学会でのご説明では、現在の事業は市民大学、文化協会の音楽会、カラオケ発表会が主であるとのことでしたが、「現市民会館において実施している業務」とはこれらの事業を指していますでしょうか。	募集要項等の公表時に示します。
214	要求水準書（素案）	46	第9	7	(2)	イ	利用料金の設定及び収受業務	この項目の「市」とあるのは「事業者」への読み替えが可能との理解でよろしいでしょうか。	民間事業者が主催する事業の利用料金は、可能な限り利用者から徴収するチケット代金等により徴収してください。なお、実施する事業の内容により利用料金を免除・減額することが望ましい場合は、協議の上、免除・減額の取扱いについて検討するものとします。
215	要求水準書（素案）	46	第9	7	(2)	イ	減免	貴市主催・共催は免除、後援は減免とありますが、収入リスクに直結する事項ですので、毎年の減免額を一定にしていただき、その減免分をサービス購入料（指定管理料）に見込んだ算定をいただくようお願いいたします。 また、社会教育団体、女性関係団体等への減免はないと読み解いてよろしいのでしょうか。	ご意見として承りました。 また、後段の社会教育団体、女性関係団体等に関しましては、本市条例に基づき、減免を行う想定です。
216	要求水準書（素案）	46	第9	7	(2)	イ	利用料金の設定及び収受業務等	文化ホール利用料金について、市主催・共催事業の免除や後援事業の減免の考え方は示されていますが、通常利用時における料金の徴収、返金、未収対応等の実務は事業者が担うものと理解してよろしいでしょうか。市が関与する範囲があれば併せてご教示ください。	料金の徴収、返金、未収対応等は民間事業者において実施する想定です。なお、詳細については市と調整の上、今後制定する複合交流施設の設置条例等により設定するものとします。
217	要求水準書（素案）	46	第9	7	(3)		独自事業	独自事業について、定義（目的、文化芸術事業との違い、想定する内容のイメージ等）をご教示ください。	「文化芸術事業」及び「独自事業」はいずれも、本事業における実施を必須としている「文化ホール運営業務」の一区分であるところ、それぞれの定義、想定については以下のとおりです。 文化芸術活動： No.89に記載する内容を始め、既存施設においてこれまで実施されてきた活動と規模、種類等の点で類似するもの。 独自事業： 文化芸術活動以外で、民間事業者が独自に企画して実施するもの。
218	要求水準書（素案）	46	第9	7	(3)		「自主事業」と「独自事業（主催事業）」の定義と費用の扱いについて	「自主事業」は事業者の全額負担による独立採算事業とされていますが、「文化ホールにおける独自事業」との明確な違いを教示ください。特に、独自事業において入場料や協賛金等で賄いきれない不足分が生じた場合、その赤字分はサービス対価（市負担）で補填される性質のものなのか、あるいは自主事業と同様にすべて事業者の自己責任（持ち出し）となるのか、費用の精算ルールを明確にしてください。	「自主事業」とは、複合交流施設内の全体または一部を活用して行うイベント、講座、物販、広告事業等を言います。 「独自事業」とは、文化ホールという特定の機能施設での実施を前提とするものを言います。 なお、「独自事業」に係る費用については、No.206のとおりです。
219	要求水準書（素案）	46	第9	7	(3)		独自事業（主催事業）における施設利用料の扱いについて	事業者が主体となって実施する「独自事業（主催事業）」において、ホールや諸室を使用する際の施設利用料（行政財産使用料等）の支払いは必要でしょうか。自主事業の場合は事業者が負担するものと推察しますが、市の施策に資する独自事業については、施設利用料を免除、または事業収支に影響を与えない形での整理を検討いただけますでしょうか。	No.214への回答を参照してください。
220	要求水準書（素案）	46	第9	7	(3)		独自事業	独自事業は自主事業と同様、任意事業として独立採算での提案が求められているという認識でよろしいでしょうか。	「独自事業」とは、本事業において実施を必須とする「文化ホール運営業務」の一つであり、その実施に要する費用がサービス対価によって賄われるものを言います。これに対し、「自主事業」は、事業者が任意に実施する事業であり、独立採算により運営されるという点で両者は異なります。
221	要求水準書（素案）	46	第9	7	(3)	ウ	関連施設及び団体等との連携・協力	大学やNPO、実演芸術団体等多様な主体とネットワークを構築し、関係維持に努めることとの記載がありますが、事業者が提案時点で上記の多様な主体に接触することは可能でしょうか。 また、それに伴い、想定されている大学やNPO、実演芸術団体等がございましたら、ご開示いただけないでしょうか。	質問文中に記載の各種団体に対し、事業者が提案時点において独自に接触することを妨げるものではありません。 一方、複合交流施設の運用方法によっては、関連団体との関わり方が異なることから、現時点において具体的な団体等の提示は差し控えさせていただきます。
222	要求水準書（素案）	48	第9	8	(4)		公民館業務	新施設は設置条例上も公民館の位置づけを受けるのでしょうか。	募集要項等の公表時に示します。
223	要求水準書（素案）	48	第9	8	(4)		公民館法に基づく運営制約と運営主体の柔軟性について	本施設において「コミュニティ施設」をあえて「公民館」と位置づけ、公民館法を適用する理由を教示ください。公民館法第12条（営利目的利用の禁止）や第13条（政治・宗教利用の制限）が厳格に適用される場合、民間事業者のノウハウを活かした柔軟なイベント企画や収益事業、あるいは多様な市民活動との親和性が阻害される懸念があります。	募集要項等の公表時に示します。

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問及び意見	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
224	要求水準書（素案）	48	第9	8	(4)		「地域交流施設」等への名称・定義変更の検討について	法的な「公民館」として運用する場合、管理運営の主体や利用制限が法律により規定されますが、これをより広義な「地域交流施設」や「多目的交流センター」等と定義し、市独自の条例で管理運営を規定する形に変更することは可能でしょうか。PFI事業として、地域住民の多様なニーズに即応した自由度の高い運営（飲食を伴う交流会や企業連携等）を可能にするため、柔軟な施設定義を検討してください。	募集要項等の公表時に示します。
225	要求水準書（素案）	48	第9	8	(4)		公民館法上の「公民館長」と運営責任者の役割分担について	公民館長を配置するにあたり、法的な「公民館長」としての職務・権限と、PFI事業者の「運営責任者」としての業務範囲に齟齬が生じるリスクはないでしょうか。特に、法的な中立性が求められる公民館業務と、民間事業者が提案する活性化施策が相反した場合の意思決定プロセス、および責任の所在について、市の方針を明確にしてください。	募集要項等の公表時に示します。
226	-	その他					事業費	昨今の建設費高騰の状況、要求水準で示された環境負荷低減や地産材活用などを考えると、基本計画で示された工事費は実効性が懸念されるところです。入札公告時には施設特性、立地特性をふまえ、かつ最新の建設費状況を考慮いただくことをお願いいたします。	ご意見として承りました。
227	-	その他					事業費	運営、維持管理費については、以下２点についてご考慮くださるようお願いいたします。 ・独立採算の自主事業とは別に、文化芸術事業や独自事業の収支差額補填分を一定程度確保いただくこと ・最低賃金の大きな上昇及び人手不足により、職員や清掃員等の人件費が高騰している県内の情勢をふまえていただくこと	ご意見として承りました。
228	資料１　上水道配管図							既設の引込が2か所ございますが、引込口径をご教示ください。	実際に本事業用地へ接続されている既設の水道管引込は1か所（資料1上の東庁舎に向かって線が伸びている位置）となっており、引込口径は50㎜です。
229	資料４　安芸市庁舎敷地平面図							施設計画検討・作成の為、敷地平面図のCADデータをいただけますでしょうか。貴市のご意向を反映するための提案書作成期間および十分なコスト検討期間の確保の為、募集要項等の公表前に、可能な限り施設計画に必要な情報をご共有いただくたく考えております。	募集要項等の公表時に示します。なお、CADデータは保有していません。
230	資料５　安芸市役所西庁舎地盤調査委託業務報告書_概要版	1	1		(4)		調査概要(4)調査目的	現況建物を再利用することが計画されていると記載がありますが、要求水準書p.35の記述より、地中埋設物も含めて全て解体・撤去すると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（素案）に記載のとおり、地中埋設物を含めて全て解体・撤去することを原則とします。ただし、地中埋設物のうち、施設・施工計画上支障のないもので、市との協議により承諾を得たものは、残置することも認めます。
231	資料６　旧市庁舎跡地を活用した地域事業者による連携活動イメージ						参加者	参加者25人のうち、市内民間事業者と金融連携活動機関について開示いただけないでしょうか。（事業者としてヒアリングを行いたいため。）	個別の参加者名の開示については差し控えさせていただきます。
232	資料７　安芸市民図書館資料方針・資料収集基準						図書購入について	現在の図書の購入先についてご教示ください。	図書館蔵書購入元は、本市内に所在する、横山書店及び西田屋薬局の2事業者です。